

相談者（Aさん） 総務課の課長に就任することになりました。早速ですが、先月Mさんという職員が役場から車で帰宅する途中に別な車に追突され大怪我を負いました。本人や家族が労災や交通事故損害賠償について心配しています。今日は基本的な点について教えていただきに参りました。

弁護士 怪我の様子ほどの程度なのですか。Aさん 追突事故だったので、初めは頸椎捻挫というように診断されていたのですが、その後立ち上がる時に頭痛がひどかったり、首や背中の痛みがとまりません。更にはめまいや耳鳴りも続いており、町立病院の医師からは低髄液圧症候群の可能性もあると言われています。

弁護士 低髄液圧症候群は最近クローズアップされている病気ですが、いろいろと難しい問題があります。一つはこの病気の発症のメカニズムが完全に解明されていないことです。もう一つは交通事故によってこの病気にかかるということについて、否定的な整形外科医も少なからずいるということです。

Aさん 最近の裁判において、交通事故によって低髄液圧症候群になったと認定して後遺障害についても損害賠償を認めたという新聞記事を読んだのですが。

弁護士 確かにその様な裁判も出されています。

Aさん 本件はMさんが役場から自宅へ帰る途中だったので、通勤の途中として労働災害として処理されました。地方公務員ですので正確に言えば地方公務員災害補償法による扱いとなります。実は去年も仕事が終わってから自宅へ帰る途中に交通事故に遭って怪我をした職員がいたのですが、その場合は直接自宅へ帰らずに、友人と喫茶店待ち合わせをして二時間ほど話しをした後の事故でしたので、労災の適用ができませんでした。通勤災害であるかどうかというのも難しい問題ですね。

弁護士 「通勤」と認められるための要件として次の四つが挙げられています。

- ①就業関連性
- ②住居と就業の場所との間の往復
- ③合理的な経路及び方法
- ④中断又は逸脱していないこと

Aさん 通勤なので、就業関連性は当然に必要ですね。昼休みを利用して自宅に昼食をとり帰る途中などはどうなりますか。弁護士 その場合は認められることになりません。遅刻して出勤するような場合、早退するような場合にも就業関連性は認められません。タイムカードの押し忘れに気が付いて役場に引き返す際の災害についても認められることになりません。

法律に強くなる！
連載【まちづくりの法律相談】 第24回

通勤途中の交通事故被害

新聞等で大きく話題になったこともあり、頸椎捻挫がなかなか治らない被害者が自分も低髄液圧症候群ではないかと考えて病院を訪れる人が多くなったと聞いています。しかし、残念ながらこの病気だと確定的に判断するためには様々な診断要素があり、現実にはこの



Aさん 住居と就業の場所との間の往復というお話ですが、朝寝坊してしまい自宅の玄関に続く階段を踏み外して転んでしまい、骨折した場合はどうなりますか。

弁護士 あわてんぼうさんですね。残念ですが、住居内における事故ですので、要件を満たすことにはなりません。なお就業場所から直接自宅に帰らなくても、書類を得意先に届けてその届け先から自宅に直帰する場合は、要件を満たすことになります。

Aさん 合理的な経路というのも何となく解りますね。共稼ぎ夫婦が保育園に預けている子どもを帰宅途中で迎えに行くことも合理的な経路といつて良いのでしょうか。

弁護士 行政解釈でもその様になっています。

病気ではないと診断される例が多いという報告もなされています。この病気には自分の血液を注入して治療するブラッドパッチが有効な場合もあるのですが、また健康保険の適用も認められていません。

Aさん 交通事故による後遺障害の中にも最近様々な難しい病気が増えている様ですね。弁護士 医学の発達に伴い、MRIに代表されるような高度に精密な検査が可能になったことが一つの原因かもしれません。例えば外傷をきっかけとして体中に痛みや痺れが残るRSDという病気や交通事故によって脳損傷を受けた患者が事故後人格や性格に変化をきたし、知的側面にも異常があつて働けないなどという症状の場合、高次脳機能障害と認定されるケースも見られます。また交通事故被害に遭ったことによつて外傷後ストレス障害（PTSD）に罹患した等ということも問題になることがあります。

Aさん 骨折とか打撲なら単純ですが、今先生がお話しされた病気の検査も複雑でしょうし、診断が難しく損害賠償においても簡単に話し合いがつかないことも多いのではないのでしょうか。

弁護士 そうですね。交通事故と医学の進歩によつてAさんのおっしゃるとおり損害賠償も難しくなっていることは事実です。

合理的な経路及び方法という要件と、次の逸脱・中断という要件はお互いに関連しています。例えば札幌高等裁判所平成元年五月八日判決は次のように判示しています。「女子労働者が自宅とは反対方向（約一四〇メートル先）にある商店で夕食の材料を購入するために、約四〇メートルほど交差点から自宅と反対方向に進んだ後の交通事故については、通勤のための合理的経路の逸脱中の事故であり、通勤災害にはあたらない」。しかしながら、私はこの判決はあまりにも形式的に過ぎると評価しています。通勤災害制度が創設された趣旨からすれば、女子労働者の帰途途中でのわずか一四〇メートルしか離れていない商店での夕食の材料の購入は合理的経路の範囲に含まれると考えて良いのではないのでしょうか。Aさん 昨年の喫茶店に立ち寄ったケースはやはり駄目でしょうか。

弁護士 喫茶店で二時間友人と話しをしたというのでは、喫茶店が自宅へ帰る道の途中にあつたとしても逸脱・中断したと認定されてもやむを得ないと思います。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）
阿部・佐藤協同法律事務所 弁護士
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員